

2014年7月31日

株式会社道北エナジー
代表取締役 坂本 元靖 様

一般社団法人 北海道自然保護協会
会長 在田 一則

(住所：060-0003 札幌市中央区北3条西11丁目加森ビル
電話：001-251-5465)

道北中央風力発電事業の計画段階配慮書に関する意見

総論

2011年の環境影響評価法改正によって、2013年4月から第一種事業に関する環境アセスメントとして、配慮書・方法書・準備書・評価書・報告書の一連の手続きが必要となり、この流れの中で配慮書・方法書・準備書の各段階において、一般からの意見を国民誰もが提出することができる。

この改正された環境影響評価法、ならびに「発電所の設置又は変更の工事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年六月十二日通商産業省令第五十四号、最終改正：平成二五年三月二一日経済産業省令第八号）」によると、環境配慮事項として、「第一種事業により設置又は変更されることとなる発電所の設備の配置計画の概要や、第一種事業に係る工事の実施に係る期間及び工程計画の概要」などが示されなければならない。換言すると、配慮書段階では、「事業の実施の前に、個別事業の位置、規模、施設の配置、構造などの検討のため複数の案を作成し、それぞれが環境に与える影響を比較検討すること」が法及び主務省令の主旨となる。

しかし、本事業の配慮書は、個別事業の位置、規模、施設の配置などが具体的にはまったく明示されず、複数案も示されていないので、本来の配慮書段階に達していないと判断できる。しかも、この計画は、約500平方kmという広大な面積を事業実施想定区域とし最大150,000kW（約47～75基の風力発電機と換算される）を考慮しており、稚内市・豊富町・幌延町において計画している10事業程度の風力発電事業を対象としているので、本来、10個程度の計画に分けて、極めて慎重な環境影響評価を行う必要がある。以上を踏まえて、配慮書では、「事業の実施の前に、個別事業の位置、規模、施設の配置、構造などの検討のため複数の案を作成し、それぞれが環境に与える影響を詳細に比較検討する」という法令の主旨に沿って書き直し、改めて、国民の意見を聞くべきである。

以下では、配慮書における項目ごとの問題点を述べる。

各論1. 第一種事業の目的及び内容について

(1) 第一種事業の目的（2-1頁）

事業の目的に、「地球環境保全に貢献」することと「地域の活性化に寄与」することを

述べているが、配慮書は、環境影響評価の手続きにおける重要な一つの段階であるので、その事業が私たちの生活環境や自然環境へ及ぼす悪影響の回避または低減を目的とすると、配慮書本来の目的を明記すべきである。

(2) 第一種事業の内容 (2-1 頁)

配慮書では、設置される発電所の出力は最大 150,000kW、発電機の概要として、出力約 2,000~3,200kW、ローター径約 80~115m、ハブ高が約 80~100m、高さ約 120~160m と記されている。しかし、発電機の出力がまったく不明確であり、しかも、稚内市・豊富町・幌延町にわたる非常に広大な面積、すなわち事業実施想定面積約 500 平方 km (2-3 頁の図、短辺 10 余 km、長辺 40 余 km) の中で、いったい何基の風車が設置されるのか分からないまま、「発電所の具体的な配置計画と工程計画は未定である」(2-2 頁) と記されている。上記の発電機出力によって、発電機の基数は約 47~75 基と換算されるが、それらがどこに分散、あるいは集中して設置されるのか分からないので、この計画は余りにも不明確である。

このように、計画がまったく不明確な段階において、環境影響評価の重要な手続きである配慮書として、環境への影響を評価できるとは決して言えない。

しかし、2-2 頁に「本事業の事業実施想定区域は、風況調査結果及び地形、土地利用状況、施工可能性等の制約条件を考慮した上で、現時点で発電所を配置する可能性のある範囲を包含するよう、範囲を広めに設定したものである。今後の環境影響評価手続きにおいては、環境配慮事項の検討結果を踏まえて対象事業区域を設定することにより、重大な環境影響の回避、低減が可能である。」と記されている。この記述に関する科学的論理的根拠は、配慮書を通してまったく示されていないので、一般国民への説明として、余りにも不誠実である。

各論 2. 事業実施想定区域及びその周囲の概況について

事業対象区域の現地調査に基づいて影響の回避・低減を意図するために複数案を示すことが配慮書の主旨となるが、この配慮書では、限定された既存文献によって記述しているため、余りにも大雑把な概況把握に終わっている。当該地域の既存文献として、多数が挙げられるので、事前調査がまったく不十分である。以下に、その例として、植物に関しての問題点を指摘する。

3-25 頁に、文献その他の資料による植物相の概況として、高層湿原のヒメシャクナゲ、ツルコケモモ、ワタスゲ、高山植物のガンコウラン、エゾコザクラ、塩沼地のオオシバナなどが示されているが、3-26 頁の現存植生図では、高層湿原、高山植生ならびに塩沼地植生が示されていない。

3-27~30 頁に示された重要な植物では、高山植物のリシリシノブ、ミヤマビャクシン、リシリビャクシン、ツクモグサ、ミヤウチソウ、チョウノスケソウ、エゾノゴゼンタチバナ、レブンサイコ、カラフトイチャクソウ、エゾイチャクソウ、トチナイソウ、エゾコザクラ、レブンコザクラ、チシマキンレイカ、オオウサギギク、ミヤマノギク、エゾヨモギギク、オノエスゲ、テガタチドリ、タカネトンボ、湿原植物のオゼコウホネ、ナガバモウセンゴケ、サジバモウセンゴケ、タヌキモ、ヒメタヌキモ、ヤチコタヌキモ、サロ

ベツホシクサ、コアニチドリ、オゼノサワトンボ、超塩基性岩植物のテシオコザクラ、ホソバエゾノコギリ、エゾタカネニガナ、ホソバコウゾリナ、オゼソウ、海岸植物のバシクルモン、ピレオギク、塩沼地植物のオオシバナなどが挙げられている。しかし、本事業が計画された低標高の地域において、それぞれ重要な植物を含む高山植生、湿原植生、超塩基性岩（蛇紋岩・かんらん岩）植生、あるいは塩沼地植生があることは、配慮書にまったく示されていない。上記の重要な希少植物が存在するのであれば、これらは、全国レベルで非常に高く評価されるべきである。しかし、配慮書を通して読んでも、これらに関する評価はほとんどなされていないので、配慮書内部での齟齬が大きい。

以上のように、配慮書における既存文献調査は極めて不十分であるので、かならず現地調査結果に基づく予測と評価が必要である。

各論 3. 計画段階配慮事項について

騒音及び超低周波音について（4－3頁）、「施設の稼働に伴い騒音及び超低周波音の発生による影響のおそれがあり、事業実施想定区域の周囲には住居、学校、病院、福祉施設等が存在するため、影響の程度を把握するため、重大な影響のおそれのある環境要素として選定する。」、動物と植物については（4－4頁）、それぞれ、「既存資料調査により、事業実施想定区域及びその周囲において、オヒキコウモリ、ヒシクイ、オジロワシ等の重要な種が確認されており、施設の稼働による影響の恐れがあることから、周囲への影響の程度を把握するために、重大な影響のおそれのある環境要素として選定する。」と、「既存資料調査により、事業実施想定区域及びその周囲において、ミヤマハナワラビ、ミズスギナ、エゾムギ等の重要な種及び稚内～抜海丘陵ササ草原、サロベツ原野などの重要な群落が確認されており、地形の改変及び施設の存在による影響のおそれがあることから、周囲への影響の程度を把握するために、重大な影響のおそれのある環境要素として選定する。」と記されている。さらに景観（4－5頁）については、「既存資料調査により、事業実施想定区域及びその周囲において、ミルクロード、大沼パードハウス、豊富町自然公園等の人と自然との触れ合いの活動の場が確認されており、地形の改変及び施設の存在に伴う人と自然との触れ合いの活動の場へのおそれがあることから、周囲への影響の程度を把握するために、重大な影響のおそれのある環境要素として選定する。」などと書かれている。

しかし、計画段階配慮事項のいずれを選定するか否かについては、風力発電機の規模、基数、配置計画等の詳細計画があつて初めて環境への影響の程度を把握できるので、まったく信頼性に欠ける記述となっている。

各論 4. 調査、予測及び評価の結果について

（1）騒音・超低周波音に関して

事業実施想定区域内では、「住居等が7箇所の住居地域の他に252戸あり、学校、病院、福祉施設等が29箇所ある」と記され、その区域から2km以内に、10箇所の住居地域の他に317戸の住居、学校、病院、福祉施設等が59箇所ある」と記されている。その上で、騒音・超低周波音に関する評価結果として、「対象事業実施区域の設定にあたっては、これらの住居、学校、病院、福祉施設等がまとまって存在する市街地や集落などの住居地域、

ならびに騒音規制区域の指定を受ける稚内市街地周辺を対象事業区域から外すことや、風力発電機の配置計画等の検討に際に、住居、学校、病院、福祉施設等から十分な距離の確保に努めることで、重大な環境影響は低減されるものと評価する。」と記されている。

しかし、風力発電機から発生する超低周波数音などによる影響は、国内において、風車の規模（定格出力）700～1,500kWの風力発電機であっても健康被害例が約2.5kmまでの範囲に知られている。また、本事業のように定格出力が増大すると、その影響が及ぶ範囲はさらに遠距離に及ぶことが国内外から指摘されている。この計画では定格出力が約2,000～3,200kWとされるので、少なくとも3～4kmの範囲までの悪影響を考慮すべきである。

しかも、本配慮書に示された事業実施想定区域は、豊富町や幌延町の市街地を含んでおり、配慮書では、7箇所や10箇所の住居地域と記されているが、それぞれ何戸の住居があるのか詳細がまったく不明である。したがって、この配慮書の内容では、決して重大な環境影響が低減されると結論づけることはできない。

（２）風車の影に関して

風車の影に関する評価結果（5-11頁）についても、「予測の結果、事業実施想定区域内に位置する住居等は7箇所の住居地域の他に252戸、学校、病院、福祉施設等29箇所であり、事業実施想定区域から1kmの範囲内に位置する住居等は10箇所の住居地域の他に293戸、学校、病院、福祉施設等は46箇所である。これらの住居、学校、病院、福祉施設は風車の影響を受ける可能性がある。対象事業実施区域の設定にあたっては、これらの住居、学校、病院、福祉施設等がまとまって存在する市街地や集落などの住居地域を対象事業区域から外すことや、風力発電機の配置計画等の検討に際に、住居、学校、病院、福祉施設等から十分な距離の確保に努めることで、重大な環境影響は低減されるものと評価する。」と結論づけている。

しかし、風車の影（シャドーフリッカー・ストロボ現象）の影響については、超低周波音と同程度、またはさらに遠距離に及ぶ事例が知られている。そのため、何故、1km以内だけで影響を評価するのか、科学的論理的に説明しなければならない。

（３）動物と植物に関して

5-19頁では、「重要な動物（哺乳類16種、鳥類73種、爬虫類1種、両生類1種、昆虫類51種、魚類16種）について、直接改変及び風力発電機の稼働による影響の可能性が予測されたが、今後の環境影響評価の現地調査において生息状況を把握し、風力発電機の配置計画、土地改変及び樹木伐採の最小限化、濁水対策等の環境保全措置を検討することにより、重大な環境影響は回避又は低減されるものと評価する。」、また5-27頁では、「重要な植物（116種）、重要な植物群落（1箇所）について、直接改変による影響の可能性が予測されたが、今後の環境影響評価の現地調査において生育状況を把握し、風力発電機の配置計画、土地改変及び樹木伐採の最小限化等の環境保全措置を検討することにより、重大な環境影響は回避又は低減されるものと評価する。」とそれぞれ記されている。

しかし、今後の現地調査は不確定要素が大きく、動植物のそれぞれにおいて、どのように保全措置を講じるか不明確なので、「重大な影響は軽減される」という結論は架空の言葉に過ぎない。

さらに植物については、既述の内容と関係するが、配慮書に記された多数の高山植物、湿原植物、超塩基性岩植物、海岸植物、塩沼地植物などが事業計画地に本当に生育しているのか、また、現地調査によって新たに出現する可能性のある希少植物についてどのように保全するのか、いずれに関しても配慮書ではまったく分からず、配慮書における既存文献によった評価だけでは、真の環境影響評価ができないことが明白である。

(4) 既存の保護地域への影響予測について

5-29頁では、事業実施想定区域の南半分（豊富町と幌延町）で西側にすぐ隣接する利尻礼文サロベツ国立公園・ラムサール登録湿地・IBA（重要野鳥生息地）・鳥獣保護区については、「事業実施想定区域外に存在し、事業実施により影響はないと予測する」と記されている。

しかし、ラムサール条約登録湿地を初めとする上記保護地域は、国内外を通過する渡り鳥の中継地、繁殖地として世界的な見地から重視されている場所であるので、隣接地域における影響がないとの結論は、科学的論理的な根拠がない、まったく架空の結論といえる。また、自然公園法においては景観保護が重視されているが、国立公園から風車群が見えるだけで自然公園の自然景観を破壊することになる。したがって、上記の自然保護地域への影響については、慎重な調査、予測及び評価が必要である。

他方、声問大沼と幌延の鳥獣保護区については、事業実施区域内に2箇所、1,162haが存在することから、直接改変及び風力発電機の稼働による影響の可能性があると記されている。配慮書において、この狭い地域にだけ影響があるとの結論は、保護地域への影響を極めて限定したものとして大いに批判される。

各論5. 総合評価について

6-1～6-2頁に、騒音・超低周波音と風車の影については「十分な距離の確保に努める」、動物と植物については「環境保全措置を検討する」、景観については、「風力発電機の配置等を検討する」と書かれており、総じて、「重大な環境影響は回避、低減されるものと評価する。」と結論づけている。

以上の結論は、前項まで述べたように、そもそも具体的な事業計画を示していない段階では、まったく架空で不確実なものであり、一般国民に対する説明として極めて不誠実である。したがって、事業者は、法令の本来の主旨に合った配慮書を作成し直し、国民から一般の意見を改めて聞き直すべきである。